

論点① 在宅療養を支える訪問看護提供体制の強化

対応案

- 医療サービスを提供する介護保険の訪問看護事業所においては、介護保険の居宅サービスにおける検討に加えて、診療報酬の運営基準と同様に、事故発生時等の安全管理体制の確保に係る研修受講することが望ましい旨を運営基準に加えてはどうか。
- 医療ニーズのある利用者が増えているなか、夜間の訪問看護を提供した際の月初回の訪問時に、緊急時訪問看護加算を算定している場合も「早朝・夜間加算」及び「深夜加算」を算定可能としてはどうか。
- サテライトの設置に係る技術的助言として一体的な運営を求めているが、より具体的な要件の目安を自治体に示すこととしてはどうか。
- 利用者が住み慣れた地域で療養継続できるよう、専門性の高い看護師が認知症の利用者への支援等について地域での相談支援などの役割も担っていることから、専門管理加算の評価対象を拡充してはどうか。
⇒ 看護小規模多機能型居宅介護についても評価してはどうか。
- 訪問看護事業所の利用者は、年齢や疾患、状態によって医療保険又は介護保険の適応となることから、事業所の実態に応じて看護体制強化加算におけるターミナルケア加算を評価してはどうか。
- 介護報酬においても利用者宅における残薬を確認した上で、残薬の確認、医師・薬剤師等への報告等の適切な服薬管理を行うことを運営基準上の要件としてはどうか。
⇒ 看護小規模多機能型居宅介護についても評価してはどうか。
- 訪問看護師による手厚いケアのニーズがある重症な難治性皮膚疾患の利用者の状況を踏まえ、令和8年度診療報酬改定で在宅難治性皮膚疾患処置指導管理が別表第8に追加されたが、介護保険の訪問看護においても、当該利用者を特別管理加算Ⅱ・長時間訪問看護加算の対象となるよう告示に追加してはどうか。

論点① 在宅療養を支える訪問看護提供体制の強化

論点①

- 令和8年度診療報酬改定において、医療安全対策に関する研修受講が努力義務化されたが、介護報酬においても事業所が事故発生時等の安全管理体制の確保を行うためには、どのような方策が考えられるか。
- 医療ニーズのある利用者が増えているなか、夜間の訪問看護を提供した際に、医療保険とは異なり、緊急時訪問看護加算の算定を行った場合は月の初回に「早朝・夜間加算」及び「深夜加算」を算定できない状況にあるが、営業時間外の緊急時対応を適切に評価するためにはどのような方策が考えられるか。
- 1訪問看護事業所あたりのサテライトの設置数にばらつきや、1事業所あたりの最大値が47の事業所もあることから、サービスの質を確保して一体的な運営を促すためには、どのような方策が考えられるか。
- 利用者が住み慣れた地域で療養継続できるよう、専門性の高い看護師が認知症の利用者への支援等について地域での相談支援などの役割も担っていることについて、どのように考えるか。
- 訪問看護事業所の利用者は、年齢や疾患、状態によって医療保険又は介護保険の適応となることから、事業所の実態に応じて看護体制強化加算におけるターミナルケア加算を評価することをどのように考えるか。
- 令和8年度診療報酬改定において、残薬の確認、医師・薬剤師への報告が明記されたが、介護報酬においても利用者宅における残薬を確認した上で、適切な服薬管理を行うには、どのような方策が考えられるか。
- 訪問看護師による手厚いケアのニーズがある重症な難治性皮膚疾患の利用者の状況を踏まえ、令和8年度診療報酬改定で在宅難治性皮膚疾患処置指導管理が別表第8に追加されたが、特別管理加算Ⅱ・長時間訪問看護加算の対象に追加することについてどう考えるか。

サテライトに関して国が事務連絡で示している設置要件について

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中
← 厚生労働省 老健局老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

訪問看護事業所の出張所
（いわゆる「サテライト」）の設置について
計1枚（本紙を除く）

Vol.530

平成28年3月25日

厚生労働省老健局老人保健課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3962、3949）
FAX：03-3595-4010

○出張所（いわゆる「サテライト」）設置の要件について

- ① 利用申込みに係る調整、指定訪問看護の提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行われる体制（例えば、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること

都道府県等におけるサテライトの設置状況

- 訪問看護1事業所あたりのサテライトの設置数を制限している都道府県等※は28自治体、そのうち制限の上限の最大値は3件であった。 ※都道府県、政令市、中核市を指す。
- サテライト設置の届出受理後、訪問看護1事業所あたりのサテライトの設置数の最大値を把握している都道府県等は92自治体、サテライトの設置数の最大値は47件であった。

- 訪問看護1事業所あたりのサテライト設置数の制限の有無
(n=127)

あり	なし
28	99

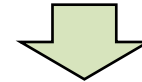


- 自治体が設けている訪問看護1事業所あたりのサテライト設置数の上限 (n=28)

上限	自治体数
0	2
1～3	26

- 訪問看護1事業所あたりのサテライト設置数の最大値の把握の有無
(n=127)

あり	なし
92	35



- 自治体が把握している訪問看護1事業所あたりのサテライト設置数の最大値 (n=92)

最大値	自治体数
0	6
1	34
2	26
3	12
4	4
5	6
6～10	2
11以上	2
1事業所当たりの最大値	47

訪問看護ステーションのサテライトの設置に係る自治体の要件（例）等

- 設置要件の詳細は国からは事務連絡で示しており、各自治体が解釈の範囲で設けている要件は様々である。
- サテライトの訪問看護サービスを受けている利用者・家族からは、サービスの質や提供体制に不安を感じているとの声がある。

■サテライトの設置に係る自治体の要件（例）

自治体名	距離の制限	職員の制限	設置数の制限	その他の制限
A市	本体事業所から自動車等で片道概ね20分以内	本体＋サテライトの人員が常勤換算で看護職員2.5人以上、それぞれの人員配置を1以上とし、サテライトに看護職員配置	1の本体事業に係るサテライトは1つまで	
B県	本体事業所から通常の交通手段を利用して、概ね30分以内で移動	サテライトに看護職員をサテライトの営業時間中に1名以上配置		主たる事業所とは別に、B県の指定する指定訪問看護ステーションの設置条件を満たすこと
C市		・主たる事業所単独で、看護職員を常勤換算で2.5人以上配置 ・サテライト単独で、看護職員を1以上配置	サテライトの設置数は、1の主たる事業所につき2箇所まで	・設置前、概ね1か月前までに本市と必ず事前協議を行うこと ・サテライトの設備基準は、原則として主たる事業所と同基準とすること
D市	本体事業所より自転車・自動車・公共交通機関のいずれかの利用で片道30分以内		1の本体事業に係るサテライトは1つまで	事業所名称は、原則として本体事業所名称にサテライト名を加えたものとする

■訪問看護ステーションのサテライト（30箇所以上）の1つからサービスを受けている利用者の事例

〈概要〉

- ・利用者の状態の悪化で家族が夜間に電話したところ、休日や夜間はコールセンター形式で本社で相談を受けており、別のサテライト勤務の看護職員が当番で電話に出たが、電子カルテ情報の確認に時間を要し、利用者・家族が訪問を希望しても、救急車を呼ぶよう指示された。
- ・初回に緊急時訪問看護加算を届け出ており、緊急時の訪問にも対応しているとの説明があったため、安心だと思っていたが、実際には電話のみの対応で加算を算定されることになり、納得ができなかった。
- ・日中もサテライトの番号に電話をかけても、看護師に連絡が付きにくく、折り返しに30分以上時間を要する時があり、今後の家族の療養生活に不安を感じた。